

別冊6

【情報大航海プロジェクト・事業者向け解説書】

平成 21 年著作権法改正のポイント

平成 22 年 2 月

情報大航海プロジェクト

◆◇◆目次◆◇◆

0. はじめに	6-1
(ア) 本解説書の背景目的	6-1
(イ) 本解説書の構成の説明、活用に当たっての留意点	6-2
(ウ) 著作権法の仕組みについて	
【著作権・著作隣接権と権利制限規定の関係】	6-4
【著作権法と政令・省令、告示の関係】	6-8
<u>1. 情報検索サービスを実施するための複製等の可能化について（47条の6）</u>	6-9
(ア) 条文紹介	6-9
(イ) 論点等について	6-13
<u>2. 情報解析のための複製等の可能化について（47条の7）</u>	6-18
(ア) 条文紹介	6-18
(イ) 論点等について	6-20
<u>3. 送信の遅滞・障害防止、バックアップ、中継の効率化のための複製の可能化について（47条の5）</u>	6-22
(ア) 条文紹介	6-22
(イ) 論点等について	6-26
<u>4. コンピュータでの著作物利用に伴う複製について（47条の8）</u>	6-29
(ア) 条文紹介	6-29
(イ) 論点等について	6-30
<u>5. 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等の可能化について（47条の2）</u>	6-32
(ア) 条文紹介	6-32
(イ) 論点等について	6-34

6. <u>権利者不明の場合の利用の円滑化を図るための仕組みについて</u>	
<u>一 裁定制度の拡充一（67条の2、103条）</u>	6-36
(ア) 条文紹介	6-36
(イ) 論点等について	6-40
<u>参考資料リスト</u>	6-42

0. はじめに

(ア) 本解説書の背景目的

【目的】

本解説書は、平成21年著作権法改正のポイントを、事業者向けにできるだけ分かりやすく解説したものです。

平成21年著作権法改正では、インターネット上の情報関連サービスをより展開しやすくするような条文が新しく追加されました。その改正のポイントを、関係事業者向けに解説することで、関係事業者が安心してサービスを提供できる一助となれば幸いです。

【背景】

本解説書は、経済産業省の「情報大航海プロジェクト」の一環として作成されました。「情報大航海プロジェクト」では、個人の生活、ビジネスなどあらゆる局面で、必要なときに必要な情報を解析できる情報基盤（プラットフォーム）を実現することによって、将来の情報経済社会におけるイノベーション創出環境を確立し、わが国の産業の国際競争力の向上などを目指しており、そのための技術的課題だけではなく制度的課題についても検討してきました。

本解説書は、情報大航海プロジェクトにおいて有識者委員により構成される「戦略委員会」（議長：喜連川優東京大学教授）、「著作権検討ワーキンググループ」（主査：牧野二郎弁護士）、その下の専門部会である「改正著作権法ガイドライン検討タスクフォース」（主査：壇俊光弁護士）における検討を経て作成されたものです。

【戦略委員会】		
議長	喜連川 優	東京大学生産技術研究所戦略情報融合国際研究センター 教授
検討委員	小川 克彦	慶應義塾大学環境情報学部 教授
	山名 早人	早稲田大学理工学術院 教授
	長谷山 美紀	北海道大学大学院情報科学研究科 教授
	牧野 二郎	牧野総合法律事務所弁護士法人 弁護士
	荻野 明仁	東京海上キャピタル株式会社 パートナー
アドバイザー	東條 吉朗	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課
	高橋 孝一	// // //
	横山 弘泰	// // //

【著作権検討ワーキンググループ】		
主査	牧野 二郎	牧野総合法律事務所弁護士法人 弁護士
検討委員	岩倉 正和	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
	内山 幸樹	株式会社ホットリンク 代表取締役社長
	金 正勲	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 准教授
	塩澤 一洋	成蹊大学法学部 教授
	杉本 誠司	株式会社ニフンゴ 代表取締役社長
	壇 俊光	北尻総合法律事務所 弁護士 / 株式会社ドリームポート 取締役
	林 信行	popln 株式会社 アドバイザー / IT ジャーナリスト
	別所 直哉	ヤフー株式会社 CCO・法務本部長

アドバイザー	喜連川 優	東京大学生産技術研究所戦略情報融合国際研究センター	教授
	高橋 孝一	経済産業省 商務情報政策局	情報処理振興課
	横山 弘泰	// // //	
事務局	渡邊 聡	株式会社日立コンサルティング	ディレクター
	美馬 正司	//	マネージャー
	松本 隆夫	//	マネージャー
	今村 佑一	//	コンサルタント
	古川園 清三	//	コンサルタント
	澤 伸恭	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	客員研究員
	福井 健太郎	//	主任研究員
	渡辺 真砂世	//	副主任研究員
	田口 壮輔	//	研究員

		【改正著作権法ガイドライン検討タスクフォース】	
主査	壇 俊光	北尻総合法律事務所 弁護士/株式会社ドリームポート	取締役
検討委員	今子 さゆり	ヤフー株式会社 法務本部	知的財産マネージャー
	瀧谷 耕二	麹町パートナーズ法律事務所	弁護士
アドバイザー	高橋 孝一	経済産業省 商務情報政策局	情報処理振興課
	横山 弘泰	// // //	
事務局	渡邊 聡	株式会社日立コンサルティング	ディレクター
	美馬 正司	//	マネージャー
	松本 隆夫	//	マネージャー
	今村 佑一	//	コンサルタント
	古川園 清三	//	コンサルタント
	澤 伸恭	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	客員研究員
	福井 健太郎	//	主任研究員
	渡辺 真砂世	//	副主任研究員
	田口 壮輔	//	研究員

(イ) 構成の説明、活用に当たっての留意点

【構成の説明】

本解説書は、情報大航海プロジェクトの趣旨を踏まえて、インターネット上の情報関連サービス事業者を利用して頂くことを主目的として作成しています。

そのため、本解説書作成にあたっては、①平成21年著作権法改正のうち、特に情報関連サービスに関係が深いと考えられる条文に絞って解説することとし、解説においては②日ごろ著作権法に馴染みのない担当者の方でも理解しやすい記載となるよう工夫しています。

①特に情報関連サービスに関係が深い条文に絞って解説：

平成21年改正は、全体では大きく分けて4点あります。

- (a) インターネット等を活用した著作物等の利用の円滑化を図るための措置
- (b) 違法な著作物等の流通防止のための措置
- (c) 障害者の情報利用の機会の確保のための措置
- (d) 登録原簿の電子化

このうち、本解説書では、「(a) インターネット等を活用した著作物等の利用の円滑化を図るための措置」に位置づけられている改正を主に取り上げています。具体的には、以下

の6項目について記載しています。

- 情報検索サービスを実施するための複製等の可能化について（47条の6）
- 情報解析のための複製等の可能化について（47条の7）
- 送信の障害防止や効率化等のための複製の可能化について（47条の5）
- PCにおける著作物利用に伴う複製の可能化について（47条の8）
- 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等の可能化について（47条の2）
- 権利者不明の場合の利用の円滑化を図るための仕組みについて一裁定制度の拡充（67条の2、103条）

②著作権法に馴染みのない担当者の方でも理解しやすい記載となるような工夫：

上記の各項目について、「(ア) 条文紹介」、「(イ) 論点等について」を記載しており、次のような工夫をしています。

- 「(ア) 条文紹介」では、単に条文を掲載するだけでなく、条文の文言を分かりやすい言葉に置き換えて理解しやすくしたり、登場する文言についての簡単な用語解説を掲載するなどしています。

一般的に、コピーライト 2010 年 1 月号掲載の文化庁著作権課による解説「著作権法の一部を改正する法律（平成 21 年改正）について」をベースに事業者向けの情報を加味しながら整理しています。

基本用語の解説については、文化庁「著作権なるほど質問箱」

<http://bushclover.nime.ac.jp/c-edu/contact.html> の情報をもとに記載しています。用語解説は、そのセクションで紹介する条文についてそれぞれ行っているため、本解説書全体としては重複して掲載されているものが多くあります。

- 「(イ) 論点等について」では、条文のポイントやビジネス実施上の留意点について整理しています。できるだけ具体的なサービス場面を想定した記述としています。

【活用に当たっての留意点】

本解説書では、上述のように、日ごろ著作権法に馴染みのない担当者の方でも理解しやすい記載となることを重視しました。そのため、詳細情報の提示よりも、全体の概要や要点を明確化することに注力しています。

また、改正著作権法は平成 22 年 1 月 1 日に施行されたばかりで、本解説書の検討段階ではまだ運用の蓄積がなく、有識者による解説や論文も限られています。そのため、検討の材料が不十分であったことは否めません。そのような限界についてもご理解のうえ、活用して頂きたいと思っております。

本解説書は情報大航海プロジェクトにおいて、有識者による解釈を取りまとめたものであり、著作権法に対する政府の見解を記載したものではありません。個別具体のビジネスに関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ウ) 著作権法について

【著作権・著作隣接権と権利制限規定の関係】

「著作権」は、著作物の種類や利用場面に対応した個別の権利（これを「支分権」と言います）の束と言えます。「支分権」には下記のようなものがあります。

著作権(財産権) (著作物の利用を許諾したり禁止する権利)	複製権(21条)	著作物を印刷, 写真, 複写, 録音, 録画その他の方法により有形的に複製する権利
	上演権・演奏権(22条)	著作物を公に上演し, 演奏する権利
	上映権(22条の2)	著作物を公に上映する権利
	公衆送信権等(23条)	著作物を公衆送信し, あるいは, 公衆送信された著作物を公に伝達する権利
	口述権(24条)	著作物を口頭で公に伝える権利
	展示権(25条)	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
	頒布権(26条)	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
	譲渡権(26条の2)	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には, 譲渡権が及ばない)
	貸与権(26条の3)	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
	翻訳権・翻案権等(27条)	著作物を翻訳し, 編曲し, 変形し, 脚色し, 映画化し, その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利(28条)	翻訳物, 翻案物などの二次的著作物を利用する権利	

出典：文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/kenrinaiyou.html> (2010年2月1日アクセス)

他人の著作物について、これら支分権に該当するような利用をしたい場合には、通常であれば、著作権者の許諾が必要となります。

ただし、著作権法では、一定の場合に、著作権を制限して著作物を自由に利用することができることになっています。自由に利用できる場合として、下記のようなものがあります。

私的使用のための複製 (第30条)	家庭内で仕事以外の目的のために使用するために、著作物を複製することができる。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。 なお、デジタル方式の録音録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者等に対し補償金の支払いが必要となる。 しかし、①公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(注1)を用いて複製するときや、②技術的保護手段(注2)の回避により可能となった(又は、その結果に障害が生じなくなった)複製を、その事実を知りながら行うときは、この例外規定は適用されない。 また、映画の盗撮の防止に関する法律により、映画館等で有料上映中の映画や無料試写会で上映中の映画の映像を録画することは、私的使用目的であっても、この例外規定は適用されない(注3)。
図書館等における複製	政令(施行令第1条の3)で認められた図書館に限り、一定の条件(注4)の下に、①利用者に提供するための複製、②保存のための複製、③他の図書館への提供のための複製

(第 31 条)	<p>を行うことができる。</p> <p>利用者に提供するために複製する場合には、翻訳して提供することもできる。</p>
引用 (第 32 条)	<p>①公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。(注 5)②国等が行政の PR のために発行した資料等は、説明の材料として新聞、雑誌等に転載することができる。ただし、転載を禁ずる旨の表示がされている場合はこの例外規定は適用されない。</p>
教科用図書等への掲載 (第 33 条)	<p>学校教育の目的上必要と認められる限度で教科書に掲載することができる。ただし、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要となる。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。</p>
教科用拡大図書等の作成のための複製等 (第 33 条の 2)	<p>視覚障害等により既存の教科書が使用しにくい児童又は生徒の学習のために、教科書の文字や図形の拡大や、その他必要な方式により複製することができる。</p> <p>ただし、教科書の全部又は相当部分を複製して拡大教科書等を作成する場合には、教科書発行者への通知が、営利目的で頒布する場合には著作権者への一定の補償金の支払いが必要となる。</p>
学校教育番組の放送等 (第 34 条)	<p>学校教育の目的上必要と認められる限度で学校教育番組において著作物を放送等することができる。また、学校教育番組用の教材に著作物を掲載することができる。ただし、いずれの場合にも著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要となる。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。</p>
教育機関における複製等 (第 35 条)	<p>教育を担任する者やその授業を受ける者(学習者)は、授業の過程で使用するために著作物を複製することができる。また、「主会場」での授業が「副会場」に同時中継されている場合に、主会場で用いられている教材を、副会場で授業を受ける者に対し公衆送信することができる。複製が認められる範囲であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。</p> <p>ただし、ドリル、ワークブックの複製や、授業の目的を超えた放送番組のライブラリー化など、著作権者に経済的不利益を与えるおそれがある場合にはこの例外規定は適用されない。</p>
点字による複製等 (第 37 条)	<p>点字によって複製、あるいは、点字データとしてコンピュータへ蓄積しコンピュータ・ネットワークを通じて送信することができる。</p> <p>また、点字図書館や盲学校の図書室など一定の施設(政令(施行令第 2 条))では、①もっぱら視聴覚障害者向けの貸出し用、自動公衆送信用として録音すること、②もっぱら視覚障害者が利用するためにその録音物を自動公衆送信することができる。</p> <p>同様の目的であれば、翻訳もできる。</p>
聴覚障害者のための自動公衆送信 (第 37 条の 2)	<p>政令(施行令第 2 条の 2)で指定された聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者に限り、放送され、又は有線放送される著作物に係る音声を聴覚障害者のために文字にして自動公衆送信することができる。</p>
営利を目的としない上演等 (第 38 条)	<p>①営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、公表された著作物を上演・演奏・上映・口述することができる。ただし、出演者などに報酬を支払う場合はこの例外規定は適用されない。</p> <p>②営利を目的とせず、貸与を受ける者から料金をとらない場合は、CD など公表された著作物の複製物を貸与することができる。ただし、ビデオなど映画の著作物の貸与については、政令(施行令第 2 条の 3)で定められた視聴覚ライブラリー等に限られ、さらに、著作権者に補償金を支払いが必要となる。</p>
時事問題に関する論説の転載等 (第 39 条)	<p>新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、利用を禁ずる旨の表示がない限り、他の新聞、雑誌に掲載したり、放送したりすることができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。</p>
政治上の演説等の利用 (第 40 条)	<p>①公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除き、方法を問わず利用できる。</p> <p>②議会における演説等は、報道のために新聞等への掲載、放送等により利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。</p>
時事的事件の報道	<p>著作物に関する時事的事件を報道するために、その著作物を利用する場合、又は事件</p>

のための利用 (第 41 条)	の過程において著作物が見られ、若しくは聞かれる場合にはその著作物を利用できる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
裁判手続等における複製 (第 42 条)	①裁判手続のためや、立法、行政上の内部資料として必要な場合、②特許、意匠、商標、実用新案及び国際出願の審査等に必要な場合、③薬事に関する審査、調査等に必要な場合には、著作物を複製することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。 ただし、著作権者に経済的不利益を与えるおそれがある場合にはこの制限規程は適用されない。
情報公開法等における開示のための利用(第 42 条の 2)	情報公開法等の規定により著作物を公衆に提供又は提示する必要がある場合には、情報公開法等で定める方法により、著作物を必要な限度で利用することができる。
放送事業者等による一時的固定 (第 44 条)	放送事業者又は有線放送事業者は、放送のための技術的手段として、著作物を一時的に録音・録画することができる。 なお、録音・録画したものは政令(施行令第 3 条)で定める公的な記録保存所で保存を行う場合を除き、6ヵ月を超えて保存できない。
美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (第 45 条)	放送事業者又は有線放送事業者は、放送のための技術的手段として、著作物を一時的に録音・録画することができる。 なお、録音・録画したものは政令(施行令第 3 条)で定める公的な記録保存所で保存を行う場合を除き、6ヵ月を超えて保存できない。
公開の美術の著作物等の利用 (第 46 条)	屋外に設置された美術の著作物又は建築の著作物は、方法を問わず利用できる(若干の例外あり(注 6))。
美術の著作物等の展示に伴う複製 (第 47 条)	美術の著作物の原作品又は写真の著作物の原作品を公に展示する者は、観覧者のための解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載することができる。
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第 47 条の 2)	プログラムの所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。 ただし、プログラムの所有権を失った場合には作成した複製物は保存できない。
保守、修理等のための一時的複製 (第 47 条の 3)	記録媒体が内蔵されている複製機器を保守又は修理する場合、その製造上の欠陥などにより複製機器を交換する場合には内蔵メモリに複製されている著作物を一時的に別の媒体に複製し、修理後等に機器の内蔵メモリに改めて複製し直すことができる。 修理等のあとは一時的に別の媒体に複製した著作物は廃棄すること。

出典：文化庁ウェブサイト http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosakubutsu_jiyu.html (2010年2月1日アクセス)

上記の例でお分かりのように、著作物を自由に利用できるようにした方が社会全体の利益になるような場合に、条件を定めて、著作権を制限しているわけです。このように著作権を制限する規定を一般に「権利制限規定」と呼びます。権利制限規定は、利用場面と支分権に対応した規定ぶりとなっており、複製のみ自由にできるようにしている権利制限規定、複製及び翻案を自由にできるようにしている権利制限規定など多様です。

本解説書で主に取上げるのは、平成 21 年改正において「権利制限規定」として新たに追加されたものです。これらによって、インターネット上の情報関連サービスを展開するうえで事業者が著作物を自由に利用できる場面が増え、それらサービスがより展開しやすい制度環境の整備が前進しました。

なお、著作権法には、「著作権」のほかに「著作者人格権」、「著作隣接権」という権利も

規定されています。

「著作者人格権」については、著作権が制限される場合でも、著作者人格権は制限されない点に注意が必要です。

著作者の人格権 (著作者の人格的利益を保護する権利)	公表権(18条)	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
	氏名表示権(19条)	著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
	同一性保持権(20条)	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

出典：文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/kenrinaiyou.html> (2010年2月1日アクセス)

「著作隣接権」については、次のようなものがあります。著作権と同様に、一定の場合には権利制限規定により制限されます。

実演家の権利		
実演家人格権	氏名表示権(90条の2)	自分の実演に実演家の名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
	同一性保持権(90条の3)	自分の実演について実演家の名誉や声望を害する改変をされない権利
著作隣接権	録音権・録画権(91条)	自分の実演を録音・録画する権利
	放送権・有線放送権(92条)	自分の実演を放送・有線放送する権利
	送信可能化権(92条の2)	自分の実演を端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
	譲渡権(95条の2)	自分の実演の録音物又は録画物を公衆に譲渡する権利(一旦適法に譲渡された実演の録音物又は録画物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
	貸与権(95条の3)	商業用レコード(市販用CD等)を貸与する権利(最初の販売後1年のみ)
放送二次使用料を受ける権利(95条)		商業用レコードが放送・有線放送で使用された場合の使用料を放送事業者・有線放送事業者から受ける権利
貸レコードについて報酬を受ける権利(95条の3)		貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権消滅後49年間)
レコード製作者の権利		
著作隣接権	複製権(96条)	レコードを複製する権利
	送信可能化権(96条の2)	レコードを端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
	譲渡権(97条の2)	レコードの複製物を公衆に譲渡する権利(一旦適法に譲渡されたレコードの複製物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
	貸与権(97条の3)	商業用レコードを貸与する権利(最初の販売後1年間のみ)
放送二次使用料を受ける権利(97条)		商業用レコードが放送・有線放送で使用された場合の使用料を放送事業者・有線放送事業者から受ける権利
貸レコードについて報酬を受ける権利(97条の3)		貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権消滅後49年間)
放送事業者の権利		
複製権(98条)		放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利
再放送権・有線放送権(99条)		放送を受信して再放送したり、有線放送したりする権利

テレビジョン放送の伝達権(100条)	テレビジョン放送を受信して画面拡大する特別装置(超大型テレビ、オーロラビジョン等)で公に伝達する権利
有線放送事業者の権利	
複製権(100条の2)	有線放送を録音・録画及び写真的方法により複製する権利
放送権・再有線放送権(100条の3)	有線放送を受信して放送したり、再有線放送したりする権利
有線テレビジョン放送の伝達権(100条の4)	有線テレビジョン放送を受信して画面を拡大する特別装置で公に伝達する権利

出典：文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/kenrinaiyou.html> (2010年2月1日アクセス)

【著作権法と政令・省令、告示の関係】

著作権についてのルールは、著作権法（昭和45年5月6日法第48号）において定められています。

ただし、場合によって、一部の細則は、政令（※内閣により制定される規定）である著作権法施行令（昭和45年政令第335号）で定められます。政令で規定される事項は、著作権法において具体的に（例えば「〇〇についての基準は政令で定める」等のように）特定されています。一般的に、法律で規定するには細かすぎる・長すぎる、環境変化に合わせて随時内容を見直す必要があるため法律よりも機動的に改正できる形式の方がよい、といった事情があるときに、政令で細則が規定されます。

また更に、より柔軟に対応する必要がある場合などは、省令（※各省により制定される規定。著作権法は文部科学省の下部組織である文化庁が所掌しているため、著作権法に関する省令は文部科学省令となる）である著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）、文化庁告示に委ねられます。

従って、場合によっては、著作権法の該当条文だけでなく、政令、省令、告示に規定される複数の条文を参照する必要があります。

なお、本解説書では、法律の該当条文と併せて、関連する政令・省令・告示の条文も掲載しており、一度に参照できるようになっています。

本解説書での呼び方	正式名称
「著作権法」、または「法」	著作権法（昭和45年5月6日法第48号）
「政令」	著作権法施行令（昭和45年政令第335号）
「省令」	著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）
「告示」	平成21年文化庁告示題26号

1. 情報検索サービスを実施するための複製等の可能化について（47条の6）

（ア）条文紹介

【規定の概要】

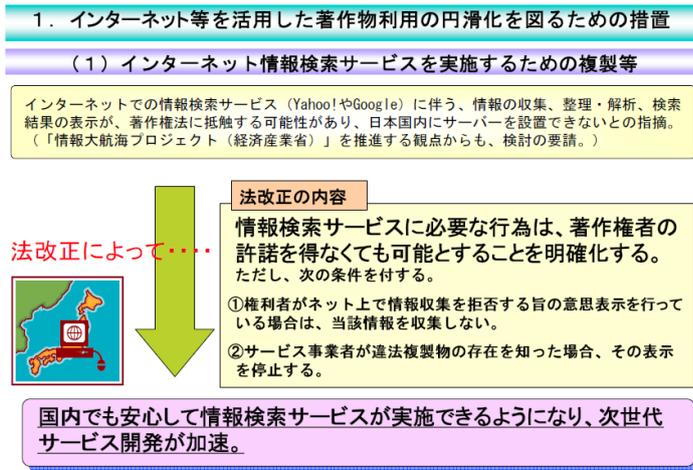
一定の基準を満たすインターネット情報検索サービス事業者が、インターネット情報検索サービスを提供するために必要となる複製等について、自由に行える範囲が定められています。

本規定で想定されているインターネット情報検索サービスは、利用者からのリクエストに応じてインターネット上の情報の URL を検索し、その結果を提供するサービスです。このような情報検索サービスは、(a) 著作物の流通促進等で一定の社会的基盤としての意義を有しており、また、(b) 情報検索サービス事業者によって利用者が求める URL と紹介情報が提示され、利用者がその URL に誘導されて、著作物の利用はその URL のウェブサイト上でなされることとなるので、その URL に著作物をアップデートした権利者の利益を損なわないと考えられることから、権利制限の対象とされました。よって、情報検索結果の提供においては、利用者が元のウェブサイト誘導されるよう、何等かの形で URL が示されることが要求されています。

このサービスを提供するために必要となる著作物の利用で、本改正により自由に行えるようになったのは、①事前にクローラーを用いて自動的にインターネット上のウェブページを自らのサーバに収集・蓄積（複製）し、②それをキーワード等ごとに整理しておき（複製または翻案）、③利用者からの検索のリクエストがなされると、自らのサーバに蓄積されたデータの中からそのキーワードに関連するウェブサイトの URL とそのウェブサイト内の説明文や画像等の情報の一部を検索結果として表示（自動公衆送信）することです。ただし、それらは検索や結果の提供を行うために「必要と認められる限度」の範囲内であることが要求されています。また、ID・パスワードで管理された会員限定向けウェブサイトなど、一般にオープンになっていないウェブサイトの情報については、そのウェブサイト管理者の許諾を得なければクローリングは適法化されないことになっています。

インターネット情報検索サービス事業者として満たすべき基準については、政令・省令で規定されています。具体的には、情報の収集・整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと、情報検索サービス事業者による情報の収集を禁止する措置がとられた情報を許諾なく収集しないこと、などがあります。

また、情報検索サービスが違法な著作物の流通を助長することにならないよう、情報検索サービス事業者が、元のウェブサイトアップロードされている著作物が違法なものであることを知った場合は、それ以降は、その著作物を検索結果として提供してはならないと定められています。



文化庁による
説明資料

出典：
文化庁ウェブサイト
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/21_houkaisei_gaiyou.pdf

【条文】

情報検索サービスを実施するための複製等の可能化については、著作権法、政令、省令に規定されています。該当する条文は以下の通りです。なお、グレーの網掛けの文言は、次頁以降で用語解説をしています。

【著作権法】
(送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等)

第47条の6

公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号 (自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。) を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者 (当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。) は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物 (当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあっては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。) について、記録媒体への記録又は翻案 (これにより創作した二次的著作物の記録を含む。) を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物 (当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。) のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信 (送信可能化を含む。) を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること (国外で行われた送信可能化にあっては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること) を知ったときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信 (送信可能化を含む。) を行つてはならない。

↓

【政令】

第7条の5 法第47条の6 (法第102条第1項において準用する場合を含む。第2号において同じ。) の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 送信可能化された情報の収集、整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと。
二 文部科学省令で定める方法に従い法第47条の6に規定する者による収集を禁止する措置がとられた情報の収集を行わないこと。
三 送信可能化された情報を収集しようとする場合において、既に収集した情報について前号に規定する措置がとられているときは、当該情報の記録を消去すること。

↓

【省令】

第4条の4 令第7条の5第2号の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる行為のいずれかを、法第47条の6 (法第102条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) に規定する者による

情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行う方法とする。

- 一 robots.txt の名称の付された電磁的記録（法第 31 条第 2 項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。）で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。
- イ 法第 47 条の 6 に規定する者による情報の収集のためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの
- ロ 法第 47 条の 6 に規定する者による収集を禁止する情報の範囲
- 二 HTML（送信可能化された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつているものをいう。）その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに法第 47 条の 6 に規定する者による情報の収集を禁止する旨を記載すること。

なお、上記の条文のほか、法 47 条の 6 で一旦は適法とされた複製等であっても、その目的から外れた使用をした場合には、別途問題になります。そのルールは著作権法 49 条に別途規定されており、「(イ) 論点等について」で解説しています。

【用語解説】

送信可能化

サーバ等を利用して情報を、公衆からのアクセスに応じて送信されるようにするため、ネットワークに接続されているサーバ等に情報を「蓄積」（いわゆるアップロード）・「入力」（ウェブキャストなど蓄積を伴わない場合）等することや、既に情報が「蓄積」・「入力」等されているサーバ等をネットワークに接続することをいいます。このような行為により、「蓄積」・「入力」された著作物は、「受信者からのアクセスがあり次第『送信』され得る」という状態に置かれるため、著作権法では、これらの行為を「送信可能化」と定義しています。

送信可能化された情報

大まかには「インターネット上の情報」と読み替えることができます。

送信元識別符号

大まかには「URL」と読み替えることができます。

公衆

著作権法での「公衆」とは、「不特定の人」又は「特定多数の人」を意味します。

相手が「ひとりの人」であっても、「誰でも対象となる」ような場合は、「不特定の人」に当たりますので、公衆向けになります。

自動公衆送信

サーバ等の送信用コンピュータに蓄積された情報を、公衆のアクセスがあり次第、自動的にその端末機器に向けて情報を送信することをいいます。インタラクティブ送信(双方向型送信)とも呼ばれます。

業として行う者

「繰り返しして行う者」というふうに読み替えることができます。企業であることや業務

として行うことが要件となっている訳ではありません。個人が繰り返して行う場合も「業として行う者」に該当します。

送信可能化された著作物

大まかには「インターネット上の著作物」と読み替えることができます。

当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めること その他の受信を制限するための手段が講じられている場合

“インターネット上の著作物で、その閲覧についてID・パスワードの入力を求めるといった制限措置が掛けられている場合”ということです。

記録媒体への記録

大まかには「サーバへの蓄積」と読み替えることができます。

翻案

著作物に創作性を加えて別の著作物（二次的著作物）を作成することです。これを行う権利のことを翻案権といいます。

本条文では、収集したウェブサイトの画像をサムネイル化することや、収集した情報をキーワード等ごとに整理する際、情報の選択やレイアウト等に創作性が認められ、翻案に該当することとなる可能性が完全に否定できないことから、この文言が盛り込まれています。

二次的著作物

ある外国の小説を日本語に「翻訳」した場合のように、一つの著作物を「原作」とし、新たな創作性を加えて創られたものは、原作となった著作物とは別の著作物として保護されます（「翻訳」などをした人が著作者）。このような著作物は、「二次的著作物」と呼ばれています。

電磁的記録

大まかには、「電子ファイル」と読み替えることができます。

電子計算機

大まかには「コンピュータ」と読み替えることができます。パソコンに限らず、携帯電話、ゲーム機なども含まれます。

その他これに類するもの

例えば、XHTML が該当します。

(イ) 論点等について

① インターネット情報検索サービス事業者が満たすべき基準としてどのようなものがあるか。

インターネット情報検索サービス事業者として満たすべき基準については、政令・省令で規定されています。主にクローリングに関するもので、具体的には次のような内容です。

(a) 情報の収集、整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと：

この基準は、文化庁資料「提出意見の概要及び意見に対する考え方（政令）」によると、人手により情報の収集等を行う者は権利制限の対象にしないこととするものであって、情報の収集、整理及び提供の過程での人手の介在を一切排除する趣旨ではないと説明されています。

(b) 情報検索サービス事業者がクローリングすることについて、サイト管理者による禁止措置がとられた情報を収集しないこと：

どのような禁止措置の場合にこの基準が適用されるのか、という点について、後述するように細則が定められています。

(c) ネットワーク上の情報を収集しようとする場合において、既に収集した情報について(b)の措置がとられたことが判明したときは、当該情報の記録を消去すること：

既に収集した情報について、再度収集を行おうとする場合に、(b)の措置がとられていたら、再度の収集はせず、また既に収集した情報も消去することが求められています。

(b)の「情報検索サービス事業者が情報を収集することを禁止する措置」を講じる方法としては、以下が想定されています。

- ✓ 次に掲げる行為のいずれかを、一般の慣行に従って行うこと。
 - ウェブサイトのrobots.txtのファイルに次の事項を記載すること。
 - ✦ クローリングのためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの
 - ✦ クローリングを禁止する情報の範囲
 - ウェブサイト上の情報でHTMLやXHTMLで作成されたものに、クローリングを禁止する旨を記載すること。

「一般の慣行」についての参考情報

「検索エンジン用ロボットに対する技術的意思表示の仕組みについて」

1. 概要

サイト管理者がインターネット検索エンジンにクローリング等をさせない方法として、以下の2つの方法があります。

- ① The Robot Exclusion Protocol (REP)
- ② ロボット向けメタタグ

これらは、公的な基準ではありませんが、「1994 Robots Exclusion Standard」において記載されている広く知られた基準となっています。また、各大手検索エンジンは、「1994 Robots Exclusion Standard」を採用しています。

- 「1994 Robots Exclusion Standard」
<http://www.robotstxt.org/wc/exclusion.html>

2. The Robot Exclusion Protocol (REP)

The Robot Exclusion Protocol (REP) は、クローラーにサイト管理者が意思を伝える方法として、現在最も利用されている方法であり、「robots.txt」というウェブサーバに置かれるファイル名としてもよく知られています。

robots.txt とは：

ウェブサーバの root ディレクトリに設置されるテキストファイルであり、ロボットのアクセスの拒否等を指定することができる。

なお、robots.txt の設定を行えるのは、 root アカウントを持ったサーバ管理者のみ
→一般の利用者は設定困難。

【robots.txt の例】

User-agent: 「crawler name」

Disallow: /

→ 特定のクローラーのみ拒否

(※ Yahoo! Inc.のクローラー：slurp、 Google のクローラー：Googlebot)

User-agent: *

Disallow: /

→ すべてのロボットを拒否

3. ロボット向けメタタグ

ロボット向けメタタグとは、サイト管理者の意思をクローラーに伝えるためのメタタグの一種であり、html に埋め込んでもブラウザには表示されません。

各ウェブページに埋め込むことができます。

【ロボット向けメタタグの例】

<META NAME="ROBOTS" CONTENT="NOINDEX, NOFOLLOW">

⇒インデックスを作成して表示すること、リンクをたどること、およびページの内容の保存を許可しない。

<META NAME="ROBOTS" CONTENT="NOARCHIVE">

⇒リンクをたどること、インデックスを作成して表示することは許可しても、ページの内容の保存を許可しない。

<META NAME="ROBOTS" CONTENT="INDEX">

⇒そのページの登録を許可する場合

(以上、ヤフー株式会社提供資料)

- ② 事業者が、将来的に情報検索サービスを行うことを想定して予め情報をアーカイブしておくことは問題ないか。
情報検索サービス事業者に提供することを目的として、過去のホームページをアーカイブしておき、提供するサービスは、法 47 条の 6 により適法とされるか。

法 47 条の 6 は、「情報検索サービスを業として行う者」を対象として著作物のクローリングやサーバへの蓄積を可能としています。対象とされているのは、原則として、情報検

索サービスを現在行っている者です。同サービスを近々開始することが確実でそのためにクローリング等の事前準備を行う者なども、常識的に該当すると考えられます。

同様に、法 47 条の 6 は、「情報検索サービスを業として行う者」を対象とした規定なので、ウェブアーカイブ事業者を自動的に適法化するものではありません。ただし、法 47 条の 6 では、権利制限の対象となる事業者について、「(情報検索サービス) 事業の一部を行う者」を含むと規定しています。これは、複数の事業者で情報収集と検索結果の提供を分担して一つの情報検索サービス事業を行っている場合についても同様に権利制限対象とするために盛り込まれた文言です。よって、ウェブアーカイブ事業者が、検索・結果の提供を行う別の事業者と分担して一つの情報検索サービスを展開していると評価できる場合には、情報検索サービス事業に必要な複製を行っているものとして、ウェブアーカイブ事業者によるクローリングやサーバへの蓄積等の行為も、法 47 条の 6 により適法化されると言えます。

③ 利用者からのリクエスト(条文でいう「求め」)とは具体的にどのようなものを言うのか。

条文における「求め」という文言については、特にどのような方式で行われるべきかについて、規定はありません。インターネット上の情報の URL を検索してその結果を提示して欲しいという利用者のリクエストに該当するのであれば、利用者による文字入力とするか、事業者が用意したカテゴリーのリンクボタンをクリックするか、といった方式によって取扱いが異なるものではありません。

例えば、情報検索サービス事業者側が特定のジャンルを示して、リンクで辿るような形態(いわゆる“カテゴリー検索”)も「求め」の方式として認められます。

また、利用者がキーワードを思いつかない動画やキーワードを覚えていない動画を発見可能にするために、利用者がかつて視聴した動画をキーにして、関連動画を表示するような方式も、方式自体に問題はありません。かつて視聴した動画をキーとして検索するサービスであることを利用者が理解し、利用者側の「求め」があったと評価できるような工夫をすることが重要となります。

事業者が権利処理された画像をウェブサイト上に検索キーとして提示し、クリックされた画像と類似する画像を結果表示するという方式についても、そのような方式自体に問題はありません。その検索サイトの利用者がサービスの仕組みを理解し、その画像をクリックすれば「求め」をすることになるということを認識してクリックするようになっていることが重要です。

また、検索の「求め」の際に、テキスト情報(キーワード)を入力するのではなく、音楽や映像を用いて検索することについても制約はありません。例えば、「歌い出しをキーとして当該アーティストに関するウェブサイトの URL を検索する」ことについても問題はありませんし、例えば「鼻唄をキーとしてその曲がダウンロード可能なウェブサイトの URL を検索する」といったような情報検索サービスも可能です。

④ 検索結果として提示できる著作物の範囲はどこまでか。

法 47 条の 6 において、検索結果として提示できるのは、検索でヒットしたウェブサイト上の情報について、「検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度」の範囲内のものです。よって、「検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度」というのがどの程度を意味しているのかが問題となります。これについて、一律の具体的な基準はありません。文化庁著作権課による解説（「コピーライト」の 2010 年 1 月号（社団法人著作権情報センター）p.36、以下「コピーライト 2010 年 1 月号の文化庁著作権課解説」と呼びます）では、「当該ウェブサイトの紹介に必要な範囲」などと説明されています。

例えば、スニペット、サムネイル、画像そのもの、プレビュー画像といった形式に関わらず元のウェブサイトを紹介するために必要かどうか重要です。

判断基準として注意すべきなのは、形式よりも「分量」だと考えられます。利用者に元の URL の紹介をするために必要な量・提示方法であるというふうに評価されるようにすることが重要です。

また、大手検索サイトにおいて、検索結果表示画面で「キャッシュ」というリンクをクリックすると、検索でヒットしたウェブサイトのテキスト情報の全文が、入力キーワードが網掛けされた状態で表示されますが、このようなサービスは、当該著作物が提供されているウェブサイトに誘導する目的で行っており、そのウェブサイトの紹介のために検索キーワードがどこでどのように使われているかを示すことが必要であるとすると、「必要と認められる限度」の範囲内であり問題ないと判断される可能性もあります。

⑤ 送信元識別符号（URL）の提供については、明示的な提供を要するのか、あるいは、URL を明示せずにリンクでの提供（例えば、検索結果として表示されたサムネイルがリンクとなっており、それをクリックすると、元のウェブサイトの URL にジャンプするようになっている／等）をすれば問題ないのか。

法 47 条の 6 では、「送信元識別符号の提供と併せて」と明記されていますので、URL の提供は必須です。ただし、その提供方法について特に規定はありません。URL をそのまま明示することは要求されておらず、上述の例のように、リンクでの提供でも問題ありません。

これは、既に述べたように、法 47 条の 6 の趣旨が、インターネットにおける著作物利用円滑化のために、当該著作物が提供されているウェブサイトの URL を示し、そこに誘導することによって、利用者がそのウェブサイトで著作物を利用できるようにするということだからです。

⑥ 情報検索サービスのために蓄積したウェブサイトの情報を、別の用途にも活用しても問題ないか。

いわゆる「目的外使用」（法 49 条）として問題となる場合があります。
法 49 条の規定のうち、法 47 条の 6 に関連するものは以下の通りです。

【著作権法】

（複製物の目的外使用等）

第 49 条 次に掲げる者は、第 21 条の複製を行つたものとみなす。

一 （…略…）第 47 条の 6 に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第 4 四号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

六 第 47 条の 6 ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第 5 号の複製物に該当するものを除く。）を用いて当該著作物の自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つた者

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著物につき第 27 条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行つたものとみなす。

四 第 47 条の 6 に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

五 第 47 条の 6 ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物の自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つた者

ただし、法 49 条 1 項 1 号、同 2 項 4 号の関係で目的外使用となっても、別の正当化根拠があれば権利侵害とはなりません。別目的での提供が、例えば、引用や時事事件の報道のための利用など、別の権利制限規定で適法化されるものであれば、権利侵害になりません。

⑦ これまで海外にサーバを置いてマルチメディア検索サービス（例えば、「画像で画像を検索し、サムネイルを用いて検索結果を提供するサービス」）を実施していた会社が、平成 21 年改正を受け、今後は日本でサービス展開をしようと考え、蓄積してきたサムネイル等の情報が記録されているサーバを日本に持ってくることは、問題ないか。

上記の例で、サーバ自体を物理的に日本に移動させ、そのサーバを用いてこれまでと同様の画像検索サービスを実施することが想定されている場合、特に問題はないと考えられます。また、当該サーバに記録されていたデータのみを日本に持ってきて、国内で別のサーバにコピーし、これまでと同様の画像検索サービスを実施するという想定の場合も、特に問題はないと考えられます。いずれにしても、日本で情報検索サービスを提供しようとする際に、過去に外国で蓄積したデータの複製が法 47 条の 6 の要件に合致しているかがチェックポイントとなります。

2. 情報解析のための複製等の可能化について（47条の7）

（ア）条文紹介

【規定の概要】

コンピュータ等を用いた情報解析のために行われる複製等について、権利制限が認められました。

この規定で対象となる著作物の範囲に制限はなく、インターネット上の情報に限らず、紙ベースの情報も対象です。また、未公表の著作物であっても構いません。

ただし、「情報解析を行う者のために作成されたデータベースの著作物」については、権利制限の対象となっていない。これは、そのようなデータベースの著作物は、その提供者と情報解析者との売買等によって入手が可能であり、それを権利制限対象としてしまうとデータベース提供事業者の経済的利益が害されると考えられたからです。

この規定により認められる利用は、コンピュータへの情報蓄積と翻案（加工）です。ただし、それら利用行為は、情報解析を行うにあたって必要と認められる限度でのみ認められます。

この権利制限は、(a) 高度情報化社会において情報解析技術の重要性が高いこと、(b) 情報解析の過程では情報をコンピュータに蓄積（複製）したうえで、必要な情報を統計処理により整理し抽出すること（複製又は翻案）等が行われているが、これらの行為は本来的な著作物利用行為とは性質が大きく異なり、権利制限しても権利者側の利益が害される程度が低いこと、を主な根拠として導入されたものです。

【条文】

情報解析のための複製等の可能化については、著作権法に規定されています。該当する条文は以下の通りです。なお、グレーの網掛けの文言は、以降で用語解説をしています。

【著作権法】

（情報解析のための複製等）

第47条の7

著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

なお、上記の条文のほか、法47条の7で一旦は適法とされた複製等であっても、その目的から外れた使用をした場合には、別途問題になります。そのルールは著作権法49条に別途規定されており、「(イ) 論点等について」で解説しています。

【用語解説】

情報解析

条文上、「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。」とされており。例えば、ウェブ情報解析、言語解析、音声解析、映像解析、画像解析など多様なものが想定されています。

電子計算機

大まかには「コンピュータ」と読み替えることができます。パソコンに限らず、携帯電話、ゲーム機も含まれます。

記録媒体への記録

大まかには「コンピュータへの蓄積」と読み替えることができます。

翻案

著作物に創作性を加えて別の著作物（二次的著作物）を作成することです。これを行う権利のことを翻案権といいます。

本条文では、コンピュータによる情報解析の過程において、著作物から分離した構成要素を抽出する行為、それを統計的な処理に適するような形に変えて用いる行為、がそれぞれ行われていると考えられ、これらの過程で翻案に該当する作業が行われる場合がありうるため、この文言が盛り込まれています。

二次的著作物

ある外国の小説を日本語に「翻訳」した場合のように、一つの著作物を「原作」とし、新たな創作性を加えて創られたものは、原作となった著作物とは別の著作物として保護されます（「翻訳」などをした人が著作者）。このような著作物は、「二次的著作物」と呼ばれています。

データベース

著作権法において、データベースとは、論文、数値、図形その他の集合物であって、それらの情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するデータベースがデータベースの著作物として保護されています。ここでいう「体系的な構成」とは、コンピュータで検索するためのコード、個々の情報の属性（数値なのか文字なのかなど）、情報の文字数や桁数などを設定し、それによって情報を整理し、組み立てることを言います。

情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物

情報解析を行う者が利用することを想定して作成されたデータベースの著作物です。情報解析を行う者のためだけに作成されたものである必要はなく、作成の際に、その提供対象として情報解析を行う者が想定されていれば該当します。

(イ) 論点等について

① 事業者が、将来、情報解析を行うことを想定して予め情報をアーカイブしておくことは権利侵害とならないか。

情報解析を目的とした情報アーカイブであれば、これを予め行うことは権利侵害となりません。条文では「情報解析を行うことを目的とする場合」に著作物のコンピュータへの蓄積を認めることとされており、タイミングについての制約は特にありませんし、実際に情報解析作業をしようとする場合には、予め解析対象の情報が収集されていない限りなりませんので、情報のアーカイブが先行することは当然のこととして想定されていると考えられます。

② 法 47 条の 7 で許容される翻案の程度はどれくらいか。

本条文では、コンピュータによる情報解析の過程において、著作物から分離した構成要素を抽出する行為、それを統計的な処理に適するような形に変えて用いる行為、がそれぞれ行われていると考えられ、これらの過程で翻案に該当する作業が行われる場合がありうるため、「翻案」という文言が盛り込まれています。コンピュータによる情報解析の過程で必要に発生するデータ加工であれば、許容されると考えられます。

③ 法 47 条の 7 により認められる複製等によって情報解析を行い、その結果を他人に提供するサービスを実施したいと考えているが、どのようなサービスであれば問題ないか。

「情報解析結果のデータを他人に提供すること」は著作物として提供しない場合は、著作権侵害にはなりません。例えば、インターネット上の「クチコミ情報」をコンピュータに蓄積して情報解析し、あるテーマについてのインターネット上のクチコミの内容は「ネガティブ 4 割、ポジティブ 6 割」であるという情報解析結果が得られたとします。「ネガティブ 4 割、ポジティブ 6 割」は、上記の「情報解析結果のデータ」に該当しますが、このようなデータは単なる事実であって著作物ではありませんので、これを他者に提供することについて、著作権法上の問題は生じません。また、「“ネガティブ”に該当する情報が掲載されているウェブサイトの URL はこれです」というふうに URL のリストを提供することについても、URL も単なる記号であって著作物ではありませんので、これを他者に提供することについて、著作権法上の問題は生じません。

もっとも、解析結果の表示であっても、収集した著作物を含めて提供する場合は、引用の規定を満たす場合等、提供するための正当な理由が別途必要となります。

また、解析以外の目的で利用した行為は、「目的外使用」(法 49 条)となる可能性があります。

法 49 条の規定のうち、法 47 条の 7 に関連するものは以下の通りです。

【著作権法】

(複製物の目的外使用等)

第 49 条 次に掲げる者は、第 21 条の複製を行つたものとみなす。

五 第 47 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項又は第 47 条の 7 に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第 6 号の複製物に該当するものを除く。）を用いて当該著作物を利用した者

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第 27 条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行つたものとみなす。

六 第 47 条の 7 に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者

もっとも、法 49 条 1 項 5 号、同 2 項 6 号の関係で目的外使用とされた場合であっても、引用の規定を満たす場合等、他の正当化事由がある場合には、権利侵害にはなりません。

④ 情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物は、但し書きにおいて例外とされているが、そのデータベースの著作物に含まれる情報や著作物であっても、それを最初から別途収集・蓄積するのであれば問題はないか。

問題となるデータベースに依拠せずに収集・蓄積して結果的に同一のデータベースが構築されたという場合であれば、複製権の侵害とはならないので、問題ありません。複製とは、元の著作物に「依拠」して再製することとされているからです。

3. 送信の遅滞・障害防止、バックアップ、中継の効率化のための複製の可能化について（47条の5）

（ア）条文紹介

【規定の概要】

サーバを他人の送信のために管理提供することを「業として行う者」について、送信の遅滞・障害防止、バックアップ、中継の効率化のための複製が認められるようになりました。ここでいう「業として行う者」とは、繰り返して行う者を示し、企業か個人かは関係ありません。インターネットサービスプロバイダ、企業や大学のサーバ管理者、P2P通信でノードとなるPCを提供している個人など様々想定されます。

この権利制限は、情報化社会において、ネットワーク上の情報流通が効率的・安定的に行われることの社会的意義の大きさを踏まえて導入されたものです。

この規定では、以下の3つの場面が想定されています。

①アクセス集中による送信の遅延・サーバの故障による送信の障害を防止するため、常にシステムと同期して行われる複製

- アクセスが特定のサーバに集中することで、当該著作物の送信が遅延することを防止するため、多数のサーバにアクセスを振り分けて負荷を分散させることを目的として、サーバにアップロードされている著作物の複製を作成すること（いわゆるキャッシュサーバでのキャッシング）が認められるようになりました。
- サーバの故障による障害を防止するため、あるサーバが故障した場合に瞬時に当該サーバの機能を別のサーバに代替させることを目的として、サーバにアップロードされている著作物の複製を作成すること（いわゆるミラーサーバでの複製）が認められるようになりました。

②サーバに記録された著作物が紛失・毀損した場合の復旧のための複製

- 著作物がアップロードされているサーバの記録媒体が紛失・破損して送信が停止してしまっただけの復旧に備えて、オフライン等でバックアップを作成しておくこと（いわゆるバックアップサーバでの複製）が認められるようになりました。

③著作物の送信の中継を効率的に行うための複製

- 別のサーバでアップロードされている著作物について、中継を行う際、その後繰り返して行われる送信の中継を効率的に行うために、その著作物をキャッシュとして中継サーバの記録媒体に複製すること（例えばや大学等においてキャッシュサーバを設置してフォワードキャッシュを作成する行為）が認められるようになりました。

ただし、これらの複製は「必要と認められる限度」の範囲内で行われることが求められています。

上記の規定に従って一旦適法に作成された複製物であっても、保存し続ける必要性がなくなった場合や、複製された著作物が著作権を侵害してアップロードされていたことを知

った場合には、保存状態を続けてはならず、該当する著作物を削除する必要があります。

【条文】

送信の効率化等のための複製に係る権利制限については、著作権法、政令、省令によって規定されています。該当する条文は以下の通りです。

なお、グレーの網掛けの文言は、次ページ以降で用語解説しています。

【著作権法】

(送信の障害の防止等のための複製)

第47条の5

自動公衆送信装置等（自動公衆送信装置及び特定送信装置（電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信（自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の用に供する部分（第一号において「特定送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有する装置をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を他人の自動公衆送信等（自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。）の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等（送信可能化及び特定送信をし得るようになるための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。

一 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等の故障による送信の障害を防止すること

当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等（公衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ。）以外の記録媒体であつて、当該送信可能化等に係る自動公衆送信等の用に供するためのもの

二 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供すること

当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体（公衆送信用記録媒体等であるものを除く。）

2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物（当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされたものを除く。）の自動公衆送信等の中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信等の中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当該著作物を当該自動公衆送信装置等の記録媒体のうち当該送信の用に供する部分に記録することができる。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるときは、その後は、当該各号に規定する規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を保存してはならない。

一 第1項（第1号に係る部分に限る。）又は前項の規定により著作物を記録媒体に記録した者
これらの規定に定める目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき、又は当該著作物に係る送信可能化等が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたとき。

二 第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定により著作物を記録媒体に記録した者
同号に掲げる目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき。

【政令】

(特定送信)

第7条の3 法第47条の5第1項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める送信は、無線通信又は有線電気通信の送信で次に掲げるものとする。

一 受信者からの求めに応じ自動的に行う送信であつて自動公衆送信に該当するもの以外のもの

二 受信者からの求めに応じ自動手に行う以外の送信であつて電子メールの送信その他の文部科学省令で定めるもの

(特定送信をし得るようになるための行為)

第7条の4 法第47条の5第1項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 電気通信回線に接続している特定送信装置の特定送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録さ

れた記録媒体を当該特定送信装置の特定送信用記録媒体として加え、若しくは当該記録媒体を当該特定送信装置の特定送信用記録媒体に変換し、又は当該特定送信装置に情報を入力すること。
二その特定送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該特定送信装置に情報が入力されている特定送信装置について、電気通信回線への接続(法第2条第1項第9号の5ロに規定する接続をいう。)を行うこと。

【省令】

第4条の3 令第7条の3第1項第2号の文部科学省令で定める送信は、次に掲げるものとする。

- 一電子情報処理組織（電子計算機を電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて行う通信文その他の情報の送信（アナログ信号伝送用の電話回線のみを用いるものを除き、相手方の使用にかかる電子計算機を用いて当該情報が出力されるようにするものに限る。）
- 二前号に掲げるもののほか、ファクシミリ装置又は電話機により受信されることを目的として行われる送信（インターネットプロトコル又は当該送信を中継し、及び当該送信に係る情報を記録する機能を有する装置を用いるものに限る。）
- 三前2号に掲げるもののほか、情報通信の技術を利用する方法を用いて電子計算機により受信されることを目的として行われる通信文その他の情報の送信

なお、上記の条文の他にも注意すべき規定があります。法47条の5で一旦は適法とされた複製等であっても、法47条の5第3項の規定に違反して複製物を保存した場合、もしくは法47条の5で定められている目的（①アクセス集中による送信遅延等の防止、②サーバへの障害発生時における復旧、③著作物の送信の中継の効率化）以外の目的で利用した場合には、別途法49条第1項4号及び法49条第1項5号において問題になります。この点についての詳細は、「(イ) 論点について」で記載しています。

【用語解説】

公衆

著作権法での「公衆」とは、「不特定の人」又は「特定多数の人」を意味します。

相手が「ひとりの人」であっても、「誰でも対象となる」ような場合は、「不特定の人」に当たりますので、公衆向けになります。

自動公衆送信

ホームページに掲載された情報が利用者の求めに応じ自動的に送信されるように、サーバ等の送信用コンピュータに蓄積された情報を、公衆のアクセスがあり次第、自動的にその端末機器に向けて情報を送信することをいいます。インタラクティブ送信（双方向型送信）とも呼ばれます。放送や有線放送のように同時に多数の人に送信する形態のものは自動公衆送信には当たりません。

特定送信

自動公衆送信以外の送信であり、本条で新たに規定されたものです。概ね以下のようなものが想定されています。

- ・ 特定少数の者からの求めに応じて自動的に行われる送信
- ・ 電子メールの送信等、受信者からの求めに応じ自動的に行われる送信以外の送信

自動公衆送信等

自動公衆送信と特定送信を合わせた概念で、大まかには「インターネット上の送信（全般）」と読み替えることができます。

自動公衆送信装置等

送信を行うためのサーバ等のことです。

業として行う者

「繰り返して行う者」というふうに読み替えることができます。企業であることや業務として行うことが要件となっている訳ではありません。個人が繰り返して行う場合も「業として行う者」に該当します。

送信可能化

サーバ等を利用して情報を、公衆からのアクセスに応じて送信されるようにするため、ネットワークに接続されているサーバ等に情報を「蓄積」（いわゆるアップロード）・「入力」（ウェブキャストなど蓄積を伴わない場合）等することや、既に情報が「蓄積」・「入力」等されているサーバ等をネットワークに接続することをいいます。このような行為により、「蓄積」・「入力」された著作物は、「受信者からのアクセスがあり次第送信（自動公衆送信）され得る」という状態に置かれるため、著作権法では、これらの行為を「送信可能化」と定義して、「公衆送信」（※下記参照）の概念に含めています。

記録媒体に記録

大まかには「サーバに蓄積」と読み替えることができます。

公衆送信

公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいいます。

当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等（公衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ。）以外の記録媒体

アップロードした者によって最初に著作物がアップロードされたサーバ以外のサーバ、というふうに読み替えることができます。

当該送信可能化等に係る自動公衆送信等の用に供するためのもの

「その送信を補助するためのサーバ」というふうに読み替えることができます。つまり、最初にアップロードを行った送信元サーバの原本と常に同一の情報が同期され、負荷分散や故障時の代替等のためのシステムとして運用されているようなサーバが該当します。

当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体（公衆送信用記録媒体等であるものを除く。）

送信を行うためのサーバ以外の記録媒体で、例えばバックアップサーバが該当します。

(イ) 論点等について

① インターネットサービス事業者がサーバに記録されている情報をミラーサーバにミラーリングすることについては権利制限されているが、その際、同期させるためにミラーサーバをネットワークに接続して送信可能化状態となる点については、条文上では送信可能化権の権利制限について規定されていない。問題とならないのか。

問題ありません。このような行為は、最初にサーバにアップロードした者の送信行為の補助に過ぎず、同一の効果しか生じないと考えられ、アップロードした者の責任において行われるものと同視しうると考えられ、敢えて権利制限対象とする必要はないとコピーライト 2010 年 1 月号の文化庁著作権課解説で記載されています。

② 送信システムがダウンしてしまった場合は、オフラインでバックアップ保存をしていた記録媒体からメインサーバに著作物をコピーして復旧することとなるが、条文上では、バックアップサーバへの記録は権利制限されていても、バックアップサーバからメインサーバへの著作物のコピーについての権利制限がない。問題とならないのか。

問題ありません。このような行為は、最初にサーバにアップロードした者の送信行為の補助に過ぎず、同一の効果しか生じないと考えられ、アップロードした者の責任において行われるものと同視しうると考えられ、敢えて権利制限対象とする必要はないとコピーライト 2010 年 1 月号の文化庁著作権課解説で記載されています。

③ 「必要と認められる限度」の基準として、どのように考えればよいか。

一般常識的に認められる範囲ということになります。現状の技術水準で必要と認められることや、現状で一般的に行われている範囲に限らず、将来同じような価値判断ができればよいということです。なお、「著作物の中継を効率的に行うための複製」については、例えば、HTTP によって送信者が設定した範囲に従ってキャッシュを行うといったケースがコピーライト 2010 年 1 月号の文化庁著作権課解説に記載されています。

④ 法 47 条の 5 で権利制限対象となる送信には、P2P 技術を用いた送信も含まれるか。P2P 技術を用いた送信でノードとなる個人 PC が、アクセスの集中による送信の遅延・サーバの故障による送信の障害を防止するため、複製が行われるサーバという位置づけになるという理解でよいか。また、サーバに記録された著作物が紛失・毀損した場合の復旧のための複製が行われるサーバという位置づけは可能か。

法 47 条の 5 で権利制限対象となる送信技術については、サービスの内容から判断されます。

例えば、個人 PC をノードとする、P2P 技術を用いた送信においても、当該個人は、「自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者」に該当して、本規定が適用されます。「業として行う者」かどうかは、「繰り返して行うかどうか」

を基準に判断します。企業か個人かは関係ありません。

⑤ P2P ソフトによる送信もこの改正により自動的に適法化されるのか。

P2P ソフトによる送信においても、個人のPC を単に中継してキャッシュがない場合は、法47 条の5 に関係なく適法となります。また、P2P ソフトによる送信で、中継する場合に、キャッシングが伴う場合がありますが、これも法47条の5に規定される要件を満たす場合は適法となります。

⑥ 法47条の5第1項・第2項により一旦適法に保存された著作物については、ずっと保存し続けてよいのか。

法47条の5第3項では、保存し続けてはならない場合について規定されています。コピーライト2010年1月号の文化庁著作権課解説では以下のような場合と記載されています。

(a) アクセス集中による送信の遅延・サーバの故障による送信の障害を防止するための複製

- ・ 原本である当該著作物がもともと違法にアップロードされていると知った場合
- ・ 保存する必要がなくなったと認められる場合：例えば、送信者によってアップロードされた原本が既に当該当事者によって削除された場合

(b) サーバに記録された当該著作物が紛失・毀損したときの復旧のための複製

- ・ 保存する必要がなくなったと認められる場合：例えば、バックアップを保存している期間が、「社会通念上相当と認められる限度を超えている場合」。実務上、バックアップは定期的に行われることが一般的で、新しいバックアップを作成した後も古いものを保存し続けておくと、保存する必要がなくなったと認められる場合に該当する可能性が高くなります。

(c) 著作物の中継を効率的に行うための複製

- ・ 原本である当該著作物がもともと違法にアップロードされていると知った場合
- ・ 保存する必要がなくなったと認められる場合：例えば、当初キャッシュを作成した後に、設定を変更するなどしてキャッシュとして機能する範囲を超えて保存し続けるような場合など。

これらを保存し続けると、いわゆる「目的外使用」（法49条）として問題となる場合があります。

【著作権法】

(複製物の目的外使用等)

第49条 次に掲げる者は、第21条の複製を行ったものとみなす。

四 第47条の3第2項、第47条の4第3項又は第47条の5第3項の規定に違反してこれらの規定の複製物(次項第2号の複製物に該当するものを除く。)を保存した者

五 第47条の5第1項若しくは第2項又は第47条の7に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第六号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物を利用した者

もっとも法49条1項4号において目的外使用とされた場合であっても他の正当化事由があれば権利侵害とはなりません。

⑦ インターネットプロバイダ等、サーバの管理を「業として」行う者のみが想定されているが、単発的に送信効率化等のために複製を行うことは認められないのか。

「業として」行うとは「繰り返して」行うことを要しますが、ダウンロードが複数される場合もこれに含まれるので、認められます。

⑧ 企業において、主にセキュリティ保護目的で設置されているプロキシサーバの場合には、法47条の5により著作物の複製は適法化されないのだろうか。

プロキシサーバには、いろいろな目的が含まれる場合がありますが、セキュリティ保護目的があったとしても、他の目的を排除するものではないので、①アクセス集中による送信遅延等の防止、②サーバへの障害発生時における復旧、③著作物の送信の中継の効率化の目的を有し、本条の条件を満たす場合については適法化の対象となります。

4. コンピュータでの著作物利用に伴う複製について（47条の8）

（ア）条文紹介

【規定の概要】

PC等の「電子計算機」を使って著作物を利用する際に、コンピュータ内部の情報処理の過程で、メモリやハードディスク上で著作物の蓄積が行われていますが、そのような複製について著作権が及ばないことが規定されています。

ここでいう電子計算機とは、大まかには「コンピュータ」と読み替えることができます。パソコンに限らず、携帯電話、ゲーム機も含まれます。

本規定では、ある著作物について、「その複製物を用いて利用する場合」と、「その送信を受信して利用する場合」には、そのような利用のために、PC等の機器での情報処理を円滑かつ効率的に行うためであれば、その著作物のデータを蓄積することができることとされています。

「著作物の複製物を用いて利用する場合」としては、例えば、CD-ROM等のパッケージで提供されているプログラムをコンピュータで利用する際にハードディスクに複製することが挙げられます。また、「著作物の送信を受信して利用する場合」としては、例えばウェブサイトに掲載されている著作物をブラウザで閲覧する際にブラウザキャッシュを蓄積すること等が挙げられます。

ただし、著作物の利用が著作権を侵害する場合には、情報処理の過程での複製についても著作権侵害にあたります。

【条文】

電子計算機利用時に必要な複製に係る権利制限については、著作権法、政令、省令によって規定されています。該当する条文は以下の通りです。

なお、グレーの網掛けの文言は、次ページ以降で用語解説しています。

【著作権法】

（電子計算機における著作物の利用に伴う複製）

第47条の8

電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合（これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。）には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当該電子計算機の記録媒体に記録することができる。

なお、上記の条文のほか、法47条の8で一旦は適法とされた複製等であっても、その

目的から外れた使用をした場合には、別途問題になります。そのルールは著作権法 49 条に別途規定されており、「(イ) 論点等について」で解説しています。

【用語解説】

電子計算機

大まかには「コンピュータ」と読み替えることができます。パソコンに限らず、携帯電話、ゲーム機なども含まれます。

著作物の複製物を用いて利用する場合

例えば、CD-ROM 等のパッケージで提供されているプログラムをコンピュータで利用する際にハードディスクに複製することが挙げられます。

無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合

例えば、ウェブサイトに掲載されている著作物をブラウザで閲覧する際にブラウザキャッシュを蓄積することが挙げられます。

記録媒体

大まかには、記憶装置と読み替えることができます。ハードディスクに限られません。

(イ) 論点等について

○ 情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度とはどのような範囲か。

円滑かつ効率的か否かは、社会一般の観点から判断されることになり、必要と認められない場合は、「目的外使用」（法 49 条）として問題となる場合があります。

法 49 条の規定のうち、法 47 条の 8 に関連するものは以下の通りです。

【著作権法】

(複製物の目的外使用等)

第 49 条 次に掲げる者は、第 21 条の複製を行ったとみなす。

七 第 47 条の 8 の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、当該著作物の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該著作物にかかる同条に規定する送信の受信（当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあっては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為）をしないで使用して、当該著作物を利用した場合

【政令】

第 7 条の 6 49 条第 1 項第 7 号の政令で定める行為は、第 47 条の 8 の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を使用して当該著作物を利用するために必要なものとして送信される信号の受信とする。

2 前項の規定は、法第 102 条 9 項第 7 号の政令で定める行為について準用する。この場合において、前項中「第 47 の 8」とあるのは「第 102 条第 1 項において準用する法第 47 条の 8」と、「著作物」とあるのは「実演等」と読み替えるものとする。

これらに当てはまる使用例としては、ブラウザキャッシュを別のソフトウェアにより視聴したり、別の記録媒体に保存したりするようなことがあげられます。

また、「同条に規定する送信の受信」とは、法 47 条の 8 の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を使用して当該著作物を利用するために必要なものとして送信される信号の受信と定められています。同様に著作物の送信の受信に準ずる行為を行ったとして、認められる場合としては、当該著作物の複製物であるブラウザキャッシュを既に保持しており、ブラウザを用いてインターネット上のサーバに著作物等の送信の求めを行ったが、保持しているブラウザキャッシュ以降は当該著作物の更新がないために、サーバから当該著作物等の送信が行われずに、代わりに受信した信号により当該ブラウザキャッシュを用いて閲覧することがあげられ、そのようなこの目的外使用規定を適用しないこととしています。

5. 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等の可能化について（47条の2）

（ア）条文紹介

改正の概要

オークション・インターネットオークション等で、美術品や写真の著作物を出品して譲渡等を申し出るために必要となる商品紹介用画像の掲載等（複製及び自動公衆送信）について、著作権者の利益を不当に害しないための所定の措置を講じるとの条件の下で、権利制限が認められました。

著作権者の利益を不当に害しないための所定の措置とは、① 画像を文部科学省令で定める基準に適合する大きさ又は精度にすること、② 画像のインターネット送信を行う際に、コピープロテクションをかけ、かつ、画像の精度が①の基準より緩やかなものとして文部科学省令で定める基準に適合するようにすることです。

【著作権法】

（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）

第47条の2

美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第26条の2第1項又は第26条の3に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

【政令】

第3章 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置第7条の2 法第47条の2の政令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

- 一 法第47条の2に規定する複製当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。
- 二 法第47条の2に規定する公衆送信次のいずれかの措置
 - イ 当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。
 - ロ 当該公衆送信を受信して行う著作物の複製（法第47条の8の規定により行うことができるものを除く。）を電磁的方法（法第2条第1項第20号に規定する電磁的方法をいう。）により防止する手段であつて、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物とともに送信する方式によるものを用い、かつ、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定めるイに規定する基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること。

2 法第86条第1項において準用する法第47条の2の政令で定める措置は、同条に規定する複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすることとする。

【省令】

第5章 著作物の表示の大きさ又は精度に係る基準

第4条の2 令第7条の2 第1項第1号の文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

- 一 図画として法第47条の2に規定する複製を行う場合において、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが50平方センチメートル以下であること。
- 二 デジタル方式により法第47条の2に規定する複製を行う場合において、当該複製により複製される著作物に係る影像を構成する画素数が3万2千4百以下であること。

- 三 前2号に掲げる基準のほか、法第47条の2に規定する複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。
- 2 令第7条の2第1項第2号イの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。
- 一 デジタル方式により法第47条の2に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が3万2千4百以下であること。
- 二 前号に掲げる基準のほか、法第47条の2に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。
- 3 令第7条の2第1項第2号ロの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。
- 一 デジタル方式により法第47条の2に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が9万以下であること。
- 二 前号に掲げる基準のほか、法第47条の2に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要と認められる限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致すると認められるものであること。
- 4 第1項（第2号を除く。）の規定は、令第7条の2第2項の文部科学省令で定める基準について準用する。

【用語解説】

美術の著作物

絵画、版画、彫刻、書、漫画、劇画などを総じて美術の著作物といい、著作権法では、著作物の例示の一つに挙げられています。なお、著作権法では、美術の著作物は、美術工芸品を含むものとして定義しています。

写真の著作物

著作権法上、写真の著作物は、「写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含む（第2条第4項）」と規定されており、一般概念の写真より広い概念です。具体的には、従来のネガ・ポジ方式の写真やデジタル方式の写真のみならず、写真染め、グラフィなども写真の概念に含まれます。

権原

当該利用の権利のことです。

第26条の2第1項又は第26条の3に規定する権利

著作物のオリジナルまたはコピーの譲渡または貸与によって公衆に提供する権利のことです。

【著作権法】

（譲渡権）

第26条の2 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

（貸与権）

第26条の3 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

公衆

著作権法での「公衆」とは、「不特定の人」又は「特定多数の人」を意味します。

相手が「ひとりの人」であっても、「誰でも対象となる」ような場合は、「不特定の人」に当たりますので、公衆向けになります。

公衆送信

公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいいます。

自動公衆送信

おおまかにはインターネット上の送信と読み替えることができます。ホームページに掲載された情報が利用者の求めに応じ自動的に送信されるように、サーバ等の送信用コンピュータに蓄積された情報を、公衆のアクセスがあり次第、自動的にその端末機器に向けて情報を送信することをいいます。

送信可能化

サーバ等を利用して情報を、公衆からのアクセスに応じて送信されるようにするため、ネットワークに接続されているサーバ等に情報を「蓄積」（いわゆるアップロード）・「入力」（ウェブキャストなど蓄積を伴わない場合）等することや、既に情報が「蓄積」・「入力」等されているサーバ等をネットワークに接続することをいいます。このような行為により、「蓄積」・「入力」された著作物は、「受信者からのアクセスがあり次第『送信』され得る」という状態に置かれるため、著作権法では、これらの行為を「送信可能化」と定義しています。

（イ）論点等について

① 権利制限が認められるために必要となる著作権者の利益を不当に害しないための所定の措置とは具体的に何か。

政令において、以下のいずれかの措置が講じられていることが求められています。

- ① 画像を文部科学省令で定める基準に適合する大きさ又は精度にすること。
- ② 画像のインターネット送信を行う際に、電磁的方法により複製を防止する手段（コピープロテクション）をかけ、かつ、画像の精度が①の基準より緩やかなものとして文部科学省令で定める基準に適合するようにすること。

上記の通り、具体的な基準は省令に定められており、例えば、「デジタル方式により法第47条の2に規定する複製を行う場合において、当該複製により複製される著作物に係る画像を構成する画素数が32,400以下であること」（省令4条の2第1項2号）などと数値が示されています。

ただし、ここで重要なのは、「これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のも

のであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること」(省令4条の2第1項3号等)という文言です。仮に上記数値基準を満たしていなくとも、「必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するもの」という説明が成立するような措置であれば、問題ありません。例えば、既存のインターネットオークションサイト等でこれまでも実施されてきた方式が参考になると考えられます。

② 法47条の2は、インターネット販売・インターネットオークションのための条文なのか。

オークション・インターネットオークション等での出品の為の規定ですが、インターネットのようなデジタルの場合に限定されているわけではなく、広く適用されます。

③ 法47条の2により一旦適法に複製された著作物であれば、その後の使用は自由に行けるのか。

いわゆる「目的外使用」(法49条)として問題となる場合があります。
法49条の規定のうち、法47条の2に関連するものは以下の通りです。

【著作権法】

(複製物の目的外使用等)

第49条 次に掲げる者は、第21条の複製を行ったとみなす。

一 第30条第1項、第31条第1項第1号、第33条の2第1項若しくは第4項、第35条第1項、第37条第3項、第37条の2本文(同条第2号に係る場合にあつては、同号。次項第1号において同じ。)、第41条から第42条の2まで、第44条第1項若しくは第2項、第47条の2又は第47条の6に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第四号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

但し、法49条で目的外使用とされた場合であっても、他の正当化事由があれば権利侵害とはなりません。

6. 権利者不明の場合の利用の円滑化を図るための仕組みについて —裁定制度の拡充— (67条の2、103条)

(ア) 条文紹介

【規定の概要】

著作物を利用するためには、著作権者の許諾を得て利用することが原則ですが、著作物が発行されてから長い時間が経過している場合などには、著作権者の連絡先等がわからない場合があります。このように、著作権者と連絡が取れないために著作物が利用できないという状況を解決するため、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料に相当する額の補償金を供託した場合には、著作物を利用することができるという制度が「著作権者不明等の場合における裁定制度」です。

平成21年改正では、この裁定制度が以下の観点から充実化されました。

- 著作隣接権者（実演家等）が所在不明の場合の裁定制度の拡大
以前の裁定制度は著作物のみが対象ですが、実演家等が不明の場合にも裁定制度が利用できることになりました。これまでは、実演家の連絡先等が不明で利用許諾が取れず、その実演家が出演している過去のTV番組等が利用できない等という問題がありました。こういった問題を解消するため、新たに実演家等が不明の場合にも裁定制度の利用を可能としたものです。
- 裁定申請中の利用開始が可能となる制度の創設
以前の裁定制度は、裁定結果が出るまでに時間を要し、迅速な著作物等の利用を求めるビジネスニーズに対応できず、利用し難い等という指摘に応え、申請中であっても、一定の条件を満たし、担保金を供託すれば、著作物等の利用が認められることとなりました。
- 裁定申請要件等の明確化
制度利用者の準備を容易にするとともに、要件の適合性を客観的に判断できるようにすることで、事務処理を簡素化し、制度運用の迅速化を図るための改正がなされました。

裁定制度利用申請の条件は、以下の通りです。

- 著作物等が、公になっていること
- 著作権者等の連絡先が不明であり、連絡を取ることができないこと
- 著作権者等と連絡をするために「相当な努力」を行ったこと

2点目については、著作権者等の連絡先は判明しているが、不在がちである、著作権者等が海外在住である等の理由により連絡が取り難いという場合には、本制度の適用はありません。また、著作権者等と連絡は取れたが、その者が著作物等の利用を拒否して利用できないという場合も、本制度の適用外です。

3点目について、「相当な努力」の内容については、次の三つのすべての方法により著作

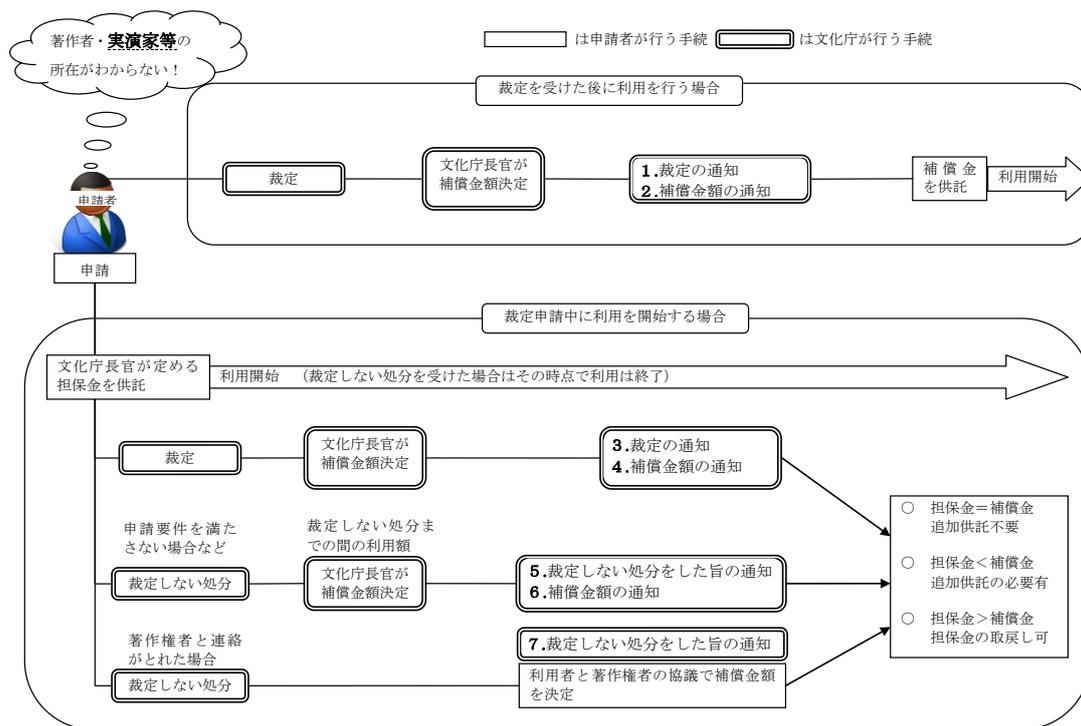
権者等の連絡先を調査し連絡する努力を行ったことが必要とされています。

- (1) 著作権者等の情報が記載されている刊行物等を閲覧すること
- (2) 著作権等管理事業者等、著作権者等の情報を保有していると考えられる団体等に照会すること
- (3) 日刊新聞やインターネットのホームページ等を使って、広く一般に対して、著作権者等の情報の提供を求めること

これら調査方法の詳細については、文化庁 HP

(<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-1/index/html>) で参照することができます。

平成 21 年改正で新たに新たに創設された裁定申請中の利用開始が可能となる制度では、利用者は申請を行い、文化庁長官の定める担保金を供託することを条件として、文化庁長官の裁定を受ける前であっても、著作物等の利用を行うことができます。担保金とは、申請中の利用にあたり、著作権者等による事後の使用料の徴収を担保するために、予め一定額の料金に支払いを利用者に求める性格のものです。文化庁長官の裁定が行われ、補償金額が確定後、担保金額が補償金額を上回る場合には、利用者は供託所に対してその差額の取戻しを請求することができることとなっています。



出典) 文化庁月報 12月号 29頁

【条文】

【著作権法】

(裁定申請中の著作物の利用)

第 67 条の 2

前条第 1 項の裁定

(以下この条において単に「裁定」という。)

の申請をした者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間（裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至ったときは、当該連絡をすることができるに至った時までの間）、当該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作権者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

3 第 1 項の規定により著作物を利用する者（以下「申請中利用者」という。）が裁定を受けたときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、同項の補償金のうち第 1 項の規定により供託された担保金の額に相当する額（当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは、当該額）については、同条第 1 項の規定による供託を要しない。

4 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき（当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至った場合を除く。）は、当該処分を受けた時までの間における第 1 項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、同項の規定により供託された担保金の額のうち当該補償金の額に相当する額（当該補償金の額が当該担保金の額を超えるときは、当該額）については、当該補償金を供託したもののみならず。

5 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至ったときは、当該連絡をすることができるに至った時までの間における第 1 項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

6 前 3 項の場合において、著作権者は、前条第 1 項又は前 2 項の補償金を受ける権利に関し、第 1 項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。

7 第 1 項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは、**政令**で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

【政令】

第 7 章 著作物等の利用の裁定に関する手続

(著作権者と連絡することができない場合)

第 7 条の 7 法第 67 条第 1 項の政令で定める場合は、著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報（以下この条において「権利者情報」という。）を取得するために次に掲げるすべての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有するすべての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつた場合とする。

- 一 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること。
 - 二 著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成 12 年法律第 131 号）第 2 条第 3 項に規定する著作権等管理事業者をいう。）その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること。
 - 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。
- 2 文化庁長官は、前項各号の定めをしたときは、その旨を官報で告示する。

(著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定の申請)

第 8 条法第 67 条第 2 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。以下同じ。）の氏名
- 二 著作物の題号（題号がないとき又は不明であるときは、その旨）及び著作者名（著作者名の表示

	がないとき又は著作者名が不明であるときは、その旨)
三	著作物の種類及び内容又は体様
(削除)	
四	補償金の額の算定の基礎となるべき事項
五	著作権者と連絡することができない理由
六	法第 67 条の 2 第 1 項の規定により著作物を利用するときは、その旨
2	法第 67 条第 2 項の政令で定める資料は、次に掲げる資料とする。
一	申請に係る著作物の体様を明らかにするために必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料
(削除)	
二	申請に係る著作物が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料
(担保金の取戻し)	
	第 8 条の 2 法第 67 条の 2 第 1 項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が同条第 6 項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは、その超過額を取り戻すことができる。
(著作物の放送に関する裁定の申請)	
	第九条法第 68 条第 1 項の裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。
一	第 8 条第 1 項第 1 号から第四号までに掲げる事項
二	著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
三	著作権者との協議が成立せず、又は協議をすることができない理由
2	前項の申請書には、次に掲げる資料を添附しなければならない。
一	第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる資料
二	著作権者との協議が成立せず、又は協議をすることができないことを疎明する資料
三	申請に係る著作物が公表されていることを疎明する資料
(商業用レコードへの録音に関する裁定の申請)	
	第十条法第 69 条の裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。
一	第 8 条第 1 項第 1 号から第四号まで並びに前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項
二	申請に係る音楽の著作物が録音されている商業用レコードの名称(名称がないとき又は不明であるときは、その旨)
2 (略)	
(補償金の額の通知)	
	第 12 条文化庁長官は、法第 67 条の 2 第 3 項に規定する申請中利用者に対して法第 70 条第 5 項の裁定をしない処分をした旨の通知をするとき(当該申請中利用者が当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つた場合を除く。)は、併せて法第 67 条の 2 第 4 項の補償金の額を通知する。
2	文化庁長官は、法第 70 条第 6 項の裁定をした旨の通知をするときは、併せて当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額を通知する。
(著作隣接権への準用)	
	第 12 条の 2 第 7 条の 7 から第 8 条の 2 まで及び前 2 条の規定は、法第 103 条において法第 67 条第 1 項及び第 2 項、第 67 条の 2 第 7 項並びに第 70 条第 1 項、第 2 項及び第 8 項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八条第 1 項第 6 号中「法」とあるのは「法第 103 条において準用する法」と、第 8 条の 2 中「法」とあるのは「法第 103 条において準用する法」と、「同条第 6 項」とあるのは「法第 103 条において準用する法第 67 条の 2 第 6 項」と、前条中「法」とあるのは「法第 103 条において準用する法」と読み替えるものとする。
【告示】	
	(広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料)
第 1 条	著作権法施行令(昭和 45 年政令第 335 号。以下「令」という。)第 7 条の 7 第 1 項第 1 号(令第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)の文化庁長官が定める刊行物その他の資料は、次に掲げるもののすべてとする。
一	著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの
二	広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト
	(広く権利者情報を保有していると認められる者)
第 2 条	令第 7 条の 7 第 1 項第 2 号(令第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)の文化庁長官が定める者は、次に掲げるもののすべてとする。

一	著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、著作権法（昭和45年法律第48号）第67条第1項（同法第103条において準用する場合を含む。）の裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類のもの（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うもの
二	同種著作物等を業として公衆に提供し、又は提示する者
三	同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体 （日刊新聞紙への掲載に準ずる方法） 第3条令第7条の7第1項第3号（令第12条の2において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める方法は、社団法人著作権情報センターのウェブサイトにて30日以上期間継続して掲載することとする。

【用語解説】

裁定による著作物の利用

著作権者の意向に関わりなく、公益上の見地から、文化庁長官が著作権者に代わって、著作物の利用を認める制度として、著作権法では「裁定制度」を置いています。

次の3つの場合について、文化庁長官への裁定の申請の途が開かれています。

（1）著作権者が不明である場合

相当な努力をしても「誰が著作権者なのか」ということが不明な場合や、著作権者の居場所が不明で契約のための交渉ができない場合には、文化庁長官の「裁定」を受け、通常の使用料に相当する「補償金」を供託することによって、著作物を利用する道が開かれています。

（2）放送のための利用

著作物を放送したいときに、著作権者との契約交渉がうまくいかない場合には、文化庁長官の「裁定」を受け、通常の使用料に相当する「補償金」を著作権者に支払うことによって、著作物を利用する道が開かれています。

（3）レコードの製作・販売のための利用

発売の日から3年を経過した市販レコード（CDなど）に録音されている音楽を、他の市販レコードに録音して販売したいときに、著作権者との契約交渉がうまくいかない場合には、文化庁長官の「裁定」を受け、通常の使用料に相当する「補償金」を著作権者に支払うことによって、著作物を利用する道が開かれています。

（イ）論点等について

① 担保額の決定までの期間はどのくらいか

裁定制度の標準処理期間は3ヶ月ということになっているので、当然のことながらそれよりは短くなるのが想定されています。正式な申請手続に先んじて文化庁に前広に相談をするとといった工夫により、申請後の期間短縮が期待できると考えられます。

② 供託する担保金の額の算定方法はどのようになされるのか。

誰かが裁定制度を活用して利用した著作物は他の人も同様に担保金を供託して利用できるのか。その際の担保金の額の算定の考え方はどのようになるか。

従来の裁定制度がベースとなっており、想定される補償金の額を下回るということはないと考えられます。典型的な利用形態であれば、権利者が提示している使用料を参考にすると考えられます。

複数の申請者がいた場合、利用形態が同じであれば、担保金は同額となると考えられます。ただし、資料者が営利団体であるか、非営利団体であるかは影響する可能性が考えられます。

参考資料リスト

【インターネット上で条文が参照できるサイト】

- 著作権法 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0048.html>、2010年2月4日アクセス)
- 政令 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45SE335.html>、2010年2月4日アクセス)
- 省令 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45F03501000026.html>、2010年2月4日アクセス)
- 告示 (以下のURLにリンクあり：
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&CLASSNAME=Pcm1090&KID=185000445&OBJCD=&GROUP)

【審議会での検討経過に関する資料】

- 検討経緯について「文化審議会著作権分科会報告書」
(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/21_houkaisei_houkokusho.pdf、2010年2月4日アクセス)

【立法過程に関する資料】

- 文化庁による著作権法改正の概要のポンチ絵「著作権法の一部を改正する法律の概要」
(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/kihon/h21_04/pdf/sankos_hiryo_3.pdf、2010年2月4日アクセス)
- 著作権法の一部を改正する法律 新旧対照表
(<http://www.cric.or.jp/db/taisyo09.pdf>、2010年2月4日アクセス)

【政令・省令・告示の制定過程に関する資料】

- 政令案の概要 (以下のURLにリンクあり：
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&KID=185000442&OBJCD=&GROUP=>、2010年2月4日アクセス)
- 省令案の概要 (以下のURLにリンクあり：
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&KID=185000444&OBJCD=&GROUP=>、2010年2月4日アクセス)
- 告示案の概要 (以下のURLにリンクあり：
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&KID=185000445&OBJCD=&GROUP=>、2010年2月4日アクセス)
- 政令案についてのパブリックコメントとその回答 (以下のURLにリンクあり：
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&CLASSNAME=Pc

- m1090&KID=185000442&OBJCD=&GROUP=、2010年2月4日アクセス)
- 省令案についてのパブリックコメントとその回答（以下の URL にリンクあり：
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&CLASSNAME=Pcm1090&KID=185000444&OBJCD=&GROUP=、2010年2月4日アクセス)
 - 告示案についてのパブリックコメントとその回答（以下の URL にリンクあり：
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&CLASSNAME=Pcm1090&KID=185000445&OBJCD=&GROUP=、2010年2月4日アクセス)

【立法後の資料】

- 文化庁による解説文「平成 21 年通常国会 著作権法改正について」
(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html、2010年2月4日アクセス)
- 文化庁長官官房著作権課「解説 平成 21 年通常国会における法改正」(文化庁月報 2009 年 12 月号 14 頁～19 頁)
- 文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室管理係「トピックス 著作権者不明等の場合における裁定制度」(文化庁月報 2009 年 12 月号 28 頁～29 頁)
- 文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律(平成 21 年改正)について」
(コピーライト 2010 年 1 月号 21 頁～50 頁)(※本文中の「コピーライト 2010 年 1 月号の文化庁著作権課解説」)

【その他】

- 文化庁ホームページ「著作権制度に関する情報」
(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_2.html、2010年2月4日アクセス)
※ 著作権制度の解説資料、著作権に関する教材・資料等、著作権に関する調査研究、審議会に関する情報／等

本調査は、平成 21 年度情報大航海プロジェクト（全体管理と共通化）事業「著作権についての制度的課題に関する調査研究」に関する委託契約に基づき、(株) 日立コンサルティングからの委託を受けて、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (株) が実施したものである。